

令和6年度
京都市民設児童館等トイレ整備補助事業

募集要項

募集期間：令和6年6月12日（水）～令和6年7月12日（金）

京都市子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 育成推進課

令和6年6月

目次

1. はじめに.....	1
2. 補助事業の概要.....	1
(1) 対象事業者.....	1
(2) 補助対象経費.....	1
(3) 補助金の額の算定方法.....	1
(4) 補助対象外事業.....	1
3. 選考について.....	1
(1) 選考方法.....	1
(2) 選考結果の通知.....	2
(3) 採択予定事業数.....	2
(4) スケジュール.....	2
4. 応募方法.....	2
(1) 提出書類.....	2
(2) 提出期限.....	3
(3) 提出方法.....	3
(4) 注意事項.....	3
5. お問い合わせ等.....	3
(1) 問合せ先.....	3
(2) その他.....	3

1. はじめに

・事業の主旨

従来から、民間事業者が設置し、本市の委託又は補助により運営する児童館・学童クラブ（以下「民設施設」）の改修に当たっては、原則として、事業実施主体の自主財源による実施を促してきましたが、民設施設においても、公設施設と同様に本市の学童クラブ事業として毎年多くの児童を受け入れていただいている中、公設、民設の違いによりトイレなど生活の場として欠かすことのできない設備に大きな不均衡が生じることは課題があると認識しています。

このため、民設施設においても、施設整備において本市もその責任の一端を担うべく、民設施設へのトイレ整備に係る新たな補助金を創設しました。

2. 補助事業の概要

(1) 対象事業者

- ・本市の委託又は補助により児童館・学童クラブ事業（以下「本市委託等事業」という。）を運営する者（指定管理者制度で運営する児童館及び学童保育所並びに放課後ほっと広場を運営する者を除く）
- ・その他市長が適当と認める者

(2) 補助対象経費

- ・補助対象事業者が本市委託等事業を実施する施設において、トイレ男女別化整備・トイレ洋式化整備（※）を実施するに当たって掛かる経費。

※トイレ男女別化整備：トイレが男性用・女性用に分かれていない場合に、トイレの入り口から男性用、女性用に分けるための工事を実施すること。

トイレ洋式化整備：和式の便器を洋式の便器に取り換える工事を実施すること。

(3) 補助金の額の算定方法

- ・補助事業に要した額の2分の1以内（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- ・補助金の上限額は1施設あたり100万円とする。

(4) 補助対象外事業

- ・本市委託等事業の利用者の処遇に関係のない事業
- ・事業実施に係る見積額が50万円未満の事業
- ・国、府及び本市における他の補助制度の対象となる事業

3. 選考について

(1) 選考方法

以下の評価項目等から総合的に審査を行います。

- ・実施事業の内容

原則、トイレ男女別化整備を優先採択します。

また洋式化については、和式便器の設置状況により優先度を判断します。

(例)

男子トイレは全て和式、女子便所は一部洋式>男子トイレは一部洋式、女子トイレも一部洋式

- ・ 建築年次
- ・ その他

※賃貸物件におけるトイレの工事する場合には、事前の了解を取って行ってください。

(2) 選考結果の通知

令和6年8月頃に選考結果をお知らせします。(予定)

※通知のスケジュール等が変更となる場合は、別途お知らせいたします。

(3) 採択予定事業数

予算の範囲内で、5件程度を想定しております。

(4) スケジュール

令和6年度	
6月12日	募集開始
7月12日	募集締切
7月中	書類審査、選考
8月頃	選考結果のお知らせ(予定)
採択後	事業着手
2月15日まで	事業完了
3月15日まで	実績報告
実績報告後	補助金交付

4. 応募方法

(1) 提出書類

・京都市民設児童館等トイレ整備補助金交付要綱、第7条に規定する申請書(第1号様式)※1

・添付書類

ア 施設の平面図

イ 現場の現況写真

ウ 対象内容の施設整備に要する予定金額がわかるもの※2

エ 申請者に係る法人の定款又は団体規約

オ その他、特に必要と認める書類

なお、申請のために要した費用は全て、選考の結果に関わらず申請者の負担(自費)となります。

※1 応募に当たり事業の概要を確認するため提出いただきますが、選考の結果採択された場合、補助金の交付決定に当たり改めて申請書を提出いただきます。

※2 予定金額が1,000万円を超える場合は、補助事業として選定された後、別途入札により工事請負事業者を選定する必要があります。また、予定金額が1,000万円以下の場合でも、

3社以上の事業者から見積もりを徴し、最も安価な見積もり額を提示した事業者を選定していただく必要があります。

(2) 提出期限

申請書及び添付書類：令和6年7月12日

(3) 提出方法

メールにてご提出ください。

メールアドレス yohokikaku@city.kyoto.lg.jp

(4) 注意事項

ア メールの件名は「【〇〇（施設名）】令和6年度民設児童館等トイレ整備補助事業応募」と記載してください。

※件名の記載が異なっていた場合、申請を受け付けできない可能性がありますので、必ず正しく記載いただきますようお願いいたします。

イ ファイル名は「〇〇（施設名）_□□（4(1)に記載の書類名）」としてください。

例：子若児童館_平面図、はぐくみ児童館_現況写真、など

ウ 書類に不備があると審査ができない場合がありますので、十分ご確認のうえご提出ください。

エ 紙の書類での提出は原則として受け付けませんが、メールでの提出が難しい事情がある場合はご相談ください。

オ 京都市にてメールの受信が確認できた後、1週間以内に受信確認メールを送付いたします。1週間を超えてメールが届かない場合は、お問合せください。

5. お問合せ等

(1) 問合せ先

担当窓口 子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室 施設整備担当

電話番号 075-251-2390

メールアドレス yohokikaku@city.kyoto.lg.jp

※選考結果に係るお問合せには、お答えいたしかねます。

(2) その他

申請書については、以下のURLからダウンロードいただけます。

京都市情報館（令和6年度京都市民設児童館等トイレ整備補助事業の募集について）

URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000327257.html>